

I 平成 17 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 17 年国勢調査は簡易調査である。なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号） 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島 (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在居た場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している人で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している人は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している人はその入院先、それ以外の人は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り込んでいる人で陸上に生活の本拠を有する人はその住所、陸上に生活の本拠の無い人はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 17 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

(1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生年月 (4) 世帯主との続柄 (5) 配偶の関係 (6) 国籍 (7) 就業状態 (8) 就業時間 (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (10) 仕事の種類 (11) 従業上の地位 (12) 従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

(1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の床面積 (5) 住宅の建て方

調査の方法

平成 17 年国勢調査は、総務省統計局一都道府県一市町村一国勢調査指導員一国勢調査員の流れにより行った。調査の実施に先立ち、平成 17 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定されている。なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務大臣により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に 4 名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の理由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の人に質問することにより調査した。

Ⅱ 用語の解説

人口

国勢調査における人口は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時現在において、調査の地域に常住している人を調査した「常住人口」である。「常住している人」については、「Ⅰ 平成 17 年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。

年齢・平均年齢・年齢中位数

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

また、平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口} - \text{年齢不詳人口}} + 0.5$$

なお、0.5 歳の補正は、生まれた月による誤差を考慮したものである。

また、年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で全人口を二等分する境界点にある年齢をいう。

年齢 3 区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

「年少人口」とは 0～14 歳人口を、「生産年齢人口」とは 15～64 歳人口を、「老年人口」とは 65 歳以上人口をいい、特に 75 歳以上人口を「後期老年人口」という。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

国籍

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

「一般世帯」とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒－学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。「親族人員」とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。

非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

単独世帯（1人世帯）

世帯人員が一人の世帯

核家族世帯

親族世帯のうち、親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって区分される、次の世帯

(1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子供から成る世帯 (3) 男親と子供から成る世帯 (4) 女親と子供から成る世帯

高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの（他の世帯員がいない）一般世帯

高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の（他の世帯員がいない）一般世帯

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住居

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区分ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住居以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時應急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住居に居住する一般世帯について、住居の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯

「間借り」以外の以下の4区分に居住する世帯をいう。

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合をいう。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営・都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営、市（区）町村営、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合をいう。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営・都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合をいう。

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合をいう。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営・都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務所など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。なお、坪単位で記入されたものについては 1 坪を 3.3 m² に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2 階」、「3～5 階」、「6～10 階」、「11～14 階」、「15 階以上」の五つに区分している。

一戸建

1 建物が 1 住宅であるものをいう。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

労働力状態

15 歳以上の人について、平成 17 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学

主に通学していた場合

その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

「労働力率」とは、「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合のことをいう。（労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。）

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦など

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

第 1 次産業 A 農業 B 林業 C 漁業

第 2 次産業 D 鉱業 E 建設業 F 製造業

第 3 次産業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業

L 不動産業 M 飲食店、宿泊業 N 医療、福祉 O 教育、学習支援業 P 複合サービス事業

Q サービス業（他に分類されないもの） R 公務（他に分類されないもの）

S 分類不能の産業

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

面積

国土地理院が公表した平成 17 年 10 月 1 日現在の「平成 17 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

ただし、緑・名東区は市外と境界未定があるため、「平成 3 年同面積調」を基礎とし、名東区については、平成 7 年 12 月 2 日の天白区との区界変更、緑区については、平成 16 年 10 月 9 日の天白区との区界変更に伴う異動面積を減算した。また、天白区については、平成 7 年 12 月 2 日及び平成 16 年 10 月 9 日の区界変更に伴う異動面積を加算した。なお、全市は、これら各区の面積を合計したものである。